

まちづくりニュース

都市建設部市街地整備課

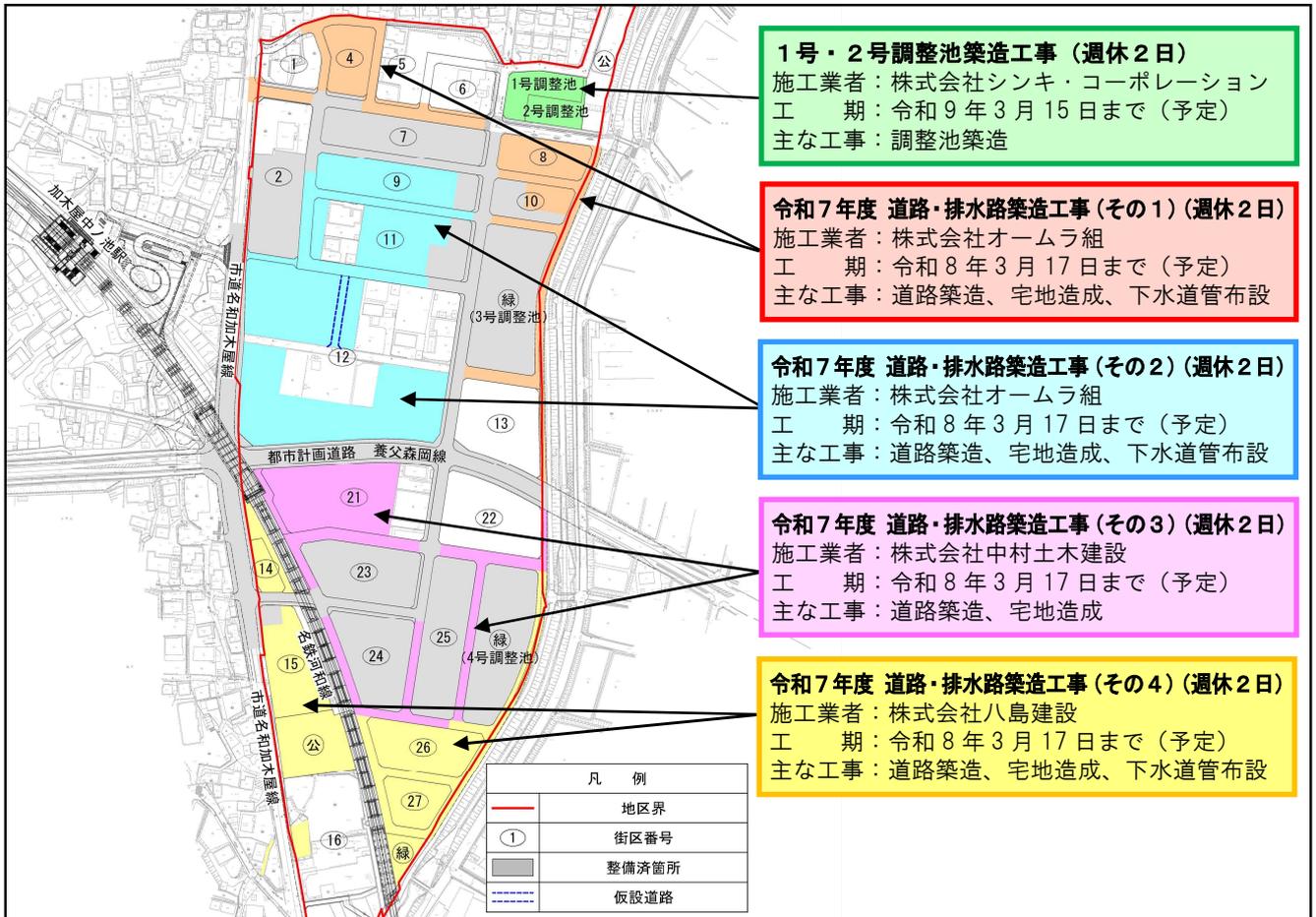
土地の使用収益開始及び工事のお知らせ

東海加木屋中部地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、令和6年度より造成やインフラ等の工事が完了した宅地より、順次使用収益開始（土地の引き渡し）を行っています。また、令和7年3月19日に地区中央の都市計画道路養父森岡線が開通し、その他の区画道路についても、工事が完了した箇所から順次供用を開始しています。

令和7年度の土地区画整理事業の工事は下図の箇所を予定しています。工事の進捗に応じて、車両の通行止めや迂回となる箇所があります。

本事業の工事に伴い、地域住民の皆様にご不便をお掛けしますが、安全の確保、早期完成に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■令和7年度施工箇所図（令和7年9月時点）



保留地の抽選販売について

令和7年度より、土地区画整理事業により生み出された**保留地の分譲販売を開始**します。

令和7年度は、**15区画**を2回に分けて販売します。

詳細につきましては、東海市中心街整備事務所等に置いている保留地販売パンフレット、及び保留地購入の手引きをご覧ください。また、東海市ホームページよりご覧いただけます。

第1回抽選（8区画対象）

抽選日時：令和7年10月29日（水）午前10時から

申し込み：令和7年9月1日（月）～10月3日（金）

第2回抽選（7区画対象）

抽選日時：令和7年12月23日（火）午前10時から

申し込み：令和7年9月1日（月）～11月21日（金）

抽選及び申し込みの場所は、いずれも

東海市都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）

申し込み受付時間は、午前8時30分から午後5時15分
（土曜・日曜・祝日を除く）

■保留地抽選販売対象地



お願い

- 本事業の施行区域内では、換地処分の公告がある日までの期間、建物などを建築しようとする場合は、**土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要**となります。詳細については、東海市のホームページをご覧ください。
- 金融機関から融資を受ける場合や、建物の表題登記及び自家用車等の車庫証明申請を行う場合等には、**仮換地証明書等**が必要となる場合があります。各証明書発行の申請を行う際には、東海市市街地整備課へお問い合わせください。なお、証明書の発行は申請後、時間を要する場合がありますので、**時間に余裕を持って申請してください**。
- 土地区画整理事業区域内に土地を所有されている方が、**売買、相続等で所有権が代わった場合や引越し等により住所が変更した場合**は、下記の問合せ先へご連絡いただきますようお願いいたします。また、土地区画整理事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）

【住所】 〒477-0031 東海市大田町的場 1087 番地

【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp

【電話番号】 0562-33-7761 【FAX】 0562-33-7775

以下のQRコードより、本事業のホームページがご覧いただけます。

